

地域包括支援センターが 市内2カ所に増えます

4月1日
スタート

問合せ 高齢者支援課
0558(76)8010

市では、平成18年度に大仁庁舎に設置した『伊豆の国地域包括支援センター』を、来年度から葦山福祉・保健センター（伊豆の国市社会福祉協議会内）にも設置します。

これは、高齢者人口の増加に対応し、迅速できめ細かなサービスを提供することを目的とした増設です。4月1日（金）からは市内2カ所のセンターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすための介護、福祉医療、権利擁護などをまざままサービスを、包括的に継続的に提供していきます。

サービスは、これまでどおり保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなど専門職が連携して対応しますので、お気軽にご相談ください。主な業務は次のとおりです。

■介護予防ケアマネジメント
介護予防対象者に介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。

■高齢者に関わる総合的な相談
介護保険事業をはじめ、関連する制度や地域資源との連携によって、制度横断的な支援を行います。

■権利擁護、虐待の早期発見・防止
高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。

■ケアマネジメント支援
包括的で継続的なケアマネジメントが行われるように、地域のケアマネジャーの後方支援を行います。

■地域包括支援センターの連絡先等

センター名	連絡先	担当地域
伊豆の国市北部 地域包括支援センター 4/1から	四日町 302-1 葦山福祉・保健センター 伊豆の国市社会福祉協議会内 ☎ 055-949-9213 FAX055-949-2540	北江間、南江間、葦山、葦山金谷、葦山山木、葦山多田、奈古谷、長崎、原木、四日町、寺家、中條、南條、中、内中、葦山土手和田
伊豆の国市南部 地域包括支援センター 今までどおり	田京 299-6 市役所大仁庁舎 保健福祉部高齢者支援課内 ☎ 0558-76-8010 FAX0558-76-8029	壺之上、古奈、天野、長岡、小坂、富士見、長瀬、戸沢、花坂、大仁、吉田、中島、神島、三福、田京、御門、白山堂、守木、宗光寺、田中山、立花、下畑、浮橋、田原野、長者原

■その他の相談窓口

在宅介護支援センター	連絡先	認知症コールセンター	連絡先
いちごの里 在宅介護支援センター	北江間 45-1 ☎ 055-947-5947 FAX055-947-5557	認知症の人と家族の会 静岡支部	☎ 0545-64-9042
ぬくもりの里 在宅介護支援センター	田京 1259-29 ☎ 0558-76-6744 FAX0558-76-7511	*相談受付日時：毎週月、木、土曜日の10:00～15:00（祝日と年末年始を除く）	

あなたの一票が県政を決める

静岡県議会議員選挙の 投票に行きましょう

4月10日
投開票

静岡 岡県議会議員選挙が4月1日（金）に告示され、4月10日（日）に投票が行われます。伊豆の国市選挙区は定数1人です。市の代表者をあなたの一票で県政に送り出しましょう！

●投票時間
7時～20時（高原区、みどり区・小松ヶ原別荘地、田中山区、下畑区、浮橋区、田原野区、長者原区は7時～18時）

●投票場所
市内27投票所（投票所入場券の表面をご覧ください）
*地図は、伊豆の国市公式ホームページでご覧になれます。
↓（トップページ）↓行政↓選挙管理委員会
会↓投票所（一覧）

期日前投票
投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭等で投票できない人は期日前投票ができます。
とき 4月2日（土）～9日（土）
各日8時30分～20時
ところ 市役所伊豆長岡庁舎災害対策室
持ち物 投票入場券（配達されていない場合は不要）

●投票者の資格

- 年齢要件 平成3年4月11日以前に生まれた人
- 住所要件 次の表のとおり

住所要件	転入届出日・転出日	投票の場所等	(注)	
転入の場合	県内の他市町から転入	平成22年12月31日以前 平成23年1月1日以後	伊豆の国市で投票できる 前住所地で投票できる	ア、ウ
	他県からの転入	平成22年12月31日以前 平成23年1月1日以後	伊豆の国市で投票できる 投票できない	
転出の場合	県内の他市町へ転出	平成22年12月31日以前 平成23年1月1日以後	新住所地で投票できる 伊豆の国市で投票できる	イ、ウ ア、ウ
	他県へ転出	転出時期にかかわらず	投票できない	
市内転居をした場合		投票できるが、投票所が変わることがある（入場券を確認）		

(注) ア 転入届出前（転出前）の市町の選挙人名簿に登録されていない場合は投票できません。
イ 転出先市町の選挙人名簿に未登録の場合は投票できませんが、伊豆の国市の選挙人名簿に登録が残っている間（転出後4ヶ月を経過すると登録抹消）は、伊豆の国市で投票できます。
ウ 転入届出前（転出前）の市町で投票する場合には、その市町、転入届出後（転出先）の市町又は最寄りの市町の住民票の写し交付担当課窓口で、引続居住証明書（同じ県内に引き続き居住している旨の証明書）の交付を受けてください。

- 投票の仕方 候補者一人の氏名を記載して投票
- 指定病院等に入院・入所している人、仕事等で他の市区町村に滞在している人
県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができますので、施設にお問い合わせください。
仕事等で他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で投票ができますので、伊豆の国市選挙管理委員会まで投票用紙等をご請求ください。

●選挙公報

4月4日（月）の新聞折り込みで配布予定。なお新聞を購読していない人は、お手数ですが、市内各施設（各庁舎、図書館等）の備え付けをご利用ください。公報が届かない場合や、違う選挙区の公報が届いた場合は郵送しますのでご連絡ください。

●開票の日時・場所

4月10日（日）21:00～
あやめ会館3階多目的ホール

●重度の身体障害者等

- 郵便等による不在者投票（この制度を利用する場合は、事前に登録が必要です）
- 点字投票 目の不自由な人は、投票所において点字で投票することができます。
- 代理投票 身体の不自由等で、自分で投票用紙に候補者名を書くことができない人は、投票所で係員が投票をお手伝いします。秘密は厳守します。

問合せ 伊豆の国市選挙管理委員会（総務課）
☎ 055-948-1411

